

写

24消安第4464号 平成25年3月1日

動物医薬品検査所長 殿

消費·安全局長

「動物用インフルエンザワクチン製造用株を定める件について」の 一部改正について

このことについて、別添写しのとおり各都道府県知事宛て通知したので、了知されたい。



24消安第4464号 平成25年3月1日

北海道知事 殿



「動物用インフルエシザワクチン製造用株を定める件について」の 一部改正について

薬事法(昭和35年法律第145号)第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第42条第1項の規定に基づく「動物用生物学的製剤基準」(平成14年10月3日農林水産省告示第1567号)の規定に基づき、鳥インフルエンザ(油性アジュバント加)不活化ワクチンの製造用株を「動物用インフルエンザワクチン製造用株を定める件について」(平成21年7月1日付け21消安第2675号農林水産省消費・安全局長通知)において、定めているところです。

今般、製造用株としての適性が確認された A/duck/Hokkaido/Vac-3/2007 (H5N1) 株を同ワクチンの製造用株として加えるため、同通知の一部を別紙のとおり改正することとしましたので、御了知願います。

「動物用インフルエンザワクチン製造用株を定める件について」(平成21年7月1日付け21消安第2675号農林水産省消費・安全局長通知)

(下線部分は改正部分)

改正後	現 行
記	· 記
1~2 (略)	1~2 (略)
3 鳥インフルエンザ (油性アジュバント加) 不活化ワクチン (薬事法第14条第1項又は第9項若しくは第19条の2第1項又は第5項の承認を 受けた製剤の製造用株) (1) H5亜型	3 鳥インフルエンザ(油性アジュバント加)不活化ワクチン (薬事法第14条第1項又は第9項若しくは第19条の2第1項又は第5項の承認を 受けた製剤の製造用株)
Z A/Chicken/Mexico/232/94/CPA (H5N2)	(1)_A/Chicken/Mexico/232/94/CPA (H5N2)
<u>イ</u> A-H5N9 TW68 Bio	(2) A-H5N9 TW68 Bio
ウ A/duck/Hokkaido/Vac-1/04 (H5N1)	(3) A/duck/Hokkaido/Vac-1/04 (H5N1)
工 A/duck/Hokkaido/Vac-3/2007 (H5N1)	
<u>(2) H 7 亜型</u>	•
Z A/duck/Hokkaido/Vac-2/04 (H7N7)	(4)_A/duck/Hokkaido/Vac-2/04 (H7N7)